

事務連絡
平成23年6月6日

福島県
郡山市
いわき市

児童福祉主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

福島県内における子どもが児童福祉施設等において受ける
線量低減に向けた当面の対応について

今般、別添のとおり文部科学省において「福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応について」(平成23年5月27日事務連絡。以下「当面の対応について」という。)が取りまとめられました。

厚生労働省では、これまで、「福島県内の保育所等の園舎・園庭等の利用判断における暫定的な考え方について(通知)」(平成23年4月19日雇児発0419第4号)及び「福島県内の児童福祉施設等に係る園舎・園庭等の利用判断について」(平成23年4月26日雇児発0426第1号、障発0426第1号)並びに「実施調査等を踏まえた児童福祉施設等の園舎・園庭等における空間線量低減策について」(平成23年5月12日事務連絡)をお示ししていますが、学校等と同様に別添の「当面の対応について」の3の対応を図ることとし、園庭等における土壌に関して子どもの受ける線量低減策を講ずる場合には、児童福祉施設等に係る災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うことを予定していますのでお知らせします。

つきましては、管内の市町村や所管の児童福祉施設等に対し、本件につき御周知くださいますようお願いいたします。

事 務 連 絡
平成23年5月27日

福島県教育委員会教育長
福島県知事
福島県内に附属学校を置く国立大学法人の長
独立行政法人国立高等専門学校機構理事長 殿
福島県内に小中高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第1項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省大臣官房文教施設企画部
生涯学習政策局
初等中等教育局
高等教育局
科学技術・学術政策局
スポーツ・青少年局

福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた
当面の対応について

福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた当面の対応に
ついて、別紙のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

福島県教育委員会教育長、福島県知事及び福島県内に小中高等学校を設置する学校設
置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長
におかれては、それぞれ域内の市町村教育委員会、所轄の私立学校を設置する学校法人
等及び所轄の学校設置会社に対し、本件につき御周知くださいますようお願いし
ます。

【本件照会先】

公立学校施設の財政支援に関すること
文教施設企画部施設企画課防災推進室
TEL：03-5253-4111（内線3036）
FAX：03-6734-3689

私立学校施設の財政支援に関すること
高等教育局私学部私学助成課
TEL：03-5253-4111（内線2545）
FAX：03-6734-3396

放射線の影響に関すること
原子力災害対策支援本部
TEL：03-5253-4111（内線4605）
FAX：03-6734-7154

学校に関すること
スポーツ・青少年局学校健康教育課
TEL：03-5253-4111（内線2095）
FAX：03-6734-3794

(別紙)

福島県内における児童生徒等が学校等において受ける線量低減に向けた
当面の対応について

平成23年5月27日

文 部 科 学 省

1. 文部科学省では、「福島県内の学校の校舎・校庭等の利用判断における暫定的考え方について（通知）」（平成23年4月19日付け23文科ス第134号）を示し、今後できる限り、児童生徒及び幼児、園児（以下、「児童生徒等」という。）の受ける線量を減らしていくことが適切と
しているとともに、特に、校庭・園庭で毎時 $3.8\mu\text{Sv}$ 以上の空間線
量率が計測された学校について学校内外での屋外活動をなるべく制限
することが適当である等としているところである。

2. 文部科学省においては、暫定的考え方に基づき、多様な放射線モニタ
リングを実施・強化するとともに、5月11日に、校庭・園庭の土壤
に関して「まとめて地下に集中的に置く方法」と「上下置換法」の2つ
の線量低減策を教育委員会等に示した。

また、5月17日に原子力災害対策本部により策定された「原子力被
災者への対応に関する当面の取組方針」において、教育への支援の一環
として、福島県内の教育施設における土壤等の取扱いについて、早急に
対応していく旨、明記された。

この方針も踏まえ、文部科学省において、今後、暫定的考え方に沿
って、学校内において児童生徒等の受ける線量を低減させ、より安心
して教育を受けられる環境の構築を目指し、更なる取組を推進する必
要がある。

3. このため、文部科学省においては、今後上記1. に示した考え方に立
って、当面、以下のとおり対応する。

- ① 本日、福島県教育委員会の協力の下、福島県内の全ての学校等に対して、積算線量計を配布する。これにより、児童生徒等の受ける実際の積算線量のモニタリングを実施する。
- ② 暫定的考え方で示した年間 1 mSv から 20 mSv を目安とし、今後できる限り、児童生徒等の受ける線量を減らしていくという基本に立って、今年度、学校において児童生徒等が受ける線量について、当面、年間 1 mSv 以下を目指す。なお、引き続き児童生徒等の心身の健康・発達等に関する専門家等の意見を伺いながら、更なる取組の可能性について検討する。
- ③ 「原子力被災者への対応に関する当面の取組方針」を踏まえ、更なる安心確保のため、文部科学省または福島県による調査結果に基づき、校庭・園庭における土壌に関して児童生徒等の受ける線量の低減策を講じる設置者に対し、学校施設の災害復旧事業の枠組みで財政的支援を行うこととする。対象は、土壌に関する線量低減策が効果的となる校庭・園庭の空間線量率が毎時 $1 \mu \text{ Sv}$ 以上の学校とし、設置者の希望に応じて財政的支援を実施する。